

社会福祉法人 慈光会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈光会(以下「この法人」という。)の役員、評議員及び委員会委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (3) 委員会委員とは、評議員選任・解任委員及び第三者委員をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費・宿泊費)等であり、報酬とは明確に区分するものとする。

(報 酬)

第3条

1 理事長 年額 50,000 円とし、理事長が運営管理のため法人に勤務した場合は、1時間あたり 1,000 円を支給することができる。ただし、報酬支給の基礎となる勤務時間は月 20 時間を限度とする。

2 前項の勤務時間の確認は、勤務時間確認表に記入し、施設長が確認する。

3 理事長を除く役員、評議員及び委員会委員が出席した時の報酬は 4,000 円を支給することができる。

(支給方法)

第4条 役員等報酬を支給する種類は、次の各号にさだめるところによる。

- (1) 役員が理事会に出席したとき
- (2) 評議員及び役員が評議員会に出席したとき
- (3) 監事による監査を行ったとき又は行政機関による監査の立会いのとき
- (4) 役員の研修参加及び他の施設の視察業務など理事長の命を受けて法人の運営のための業務にあたったとき
- (5) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき
- (6) その他理事長が必要と認めた教務を執行したとき

(費 用)

第5条 役員、評議員が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人慈光会旅費規程に準じて費用等を支給することができる。

(支給方法)

第6条 報酬の支給は、現金をもって本人に支払うものとする、ただし理事長の報酬は毎年度末し、任期満了・辞職・死亡等により、その職を離れた時または、新たに就任した者の報酬は、報酬年額を 12 で除し、就任月数で乗じた額とする。

(兼務役員等)

第7条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

(公 表)

第8条この法人は、この規程をもって、社会福祉法人法第59条に定める役員報酬等の支給基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1.この規程は、令和4年6月10日から施行する。
- 2.この規定は、令和5年4月1日一部改正施行する。